

平成28年12月16日

原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

東北電力株式会社
執行役員 火力原子力本部
原子力部長 加藤 功

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成28年3月28日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成28年12月17日に原子力緊急事態支援組織が本格運用を開始することに伴い、記載の変更を致します。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																							
別表 2－1 1 原子力緊急事態支援組織 1. 原子力緊急事態支援組織の概要 <table><tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杓見 1 6 5－9－6)</td></tr><tr><td>施設概要</td><td>事務所兼研修室，資機材保管スペース，訓練施設，宿泊施設，駐車場 等</td></tr><tr><td>要 員 数</td><td>9 名（組織長，対応要員）</td></tr></table> 2. 平常時の主な業務 <table><tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。</td></tr><tr><td>資機材の機能向上および拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr><tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・ 主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等</td></tr><tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr></table> 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応および発災事業者への支援内容 <table><tr><td>災害発生時の連絡体制</td><td> 1 0 条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祝日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 </td></tr><tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> - 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を召集し，資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて，発災事業者へ資機材を引き渡すとともに，発災事業者が実施する資機材操作の支援および資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 - 以上の活動については，支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr></table> 4. 保有資機材一覧 資機材については1 回／年保守点検を行う。また，不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。 <table><tr><th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>保管場所</th></tr><tr><td rowspan="2">遠隔操作ロボット</td><td>現場偵察（撮影，放射線測定）用ロボット</td><td>4 台</td><td rowspan="3">資機材保管スペース</td></tr><tr><td>障害物撤去用ロボット</td><td>1 台</td></tr><tr><td>除染用資機材</td><td>除染用資機材</td><td>1 式</td></tr></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所 在 地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杓見 1 6 5－9－6)	施設概要	事務所兼研修室，資機材保管スペース，訓練施設，宿泊施設，駐車場 等	要 員 数	9 名（組織長，対応要員）	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・ 主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	1 0 条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祝日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を召集し，資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて，発災事業者へ資機材を引き渡すとともに，発災事業者が実施する資機材操作の支援および資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 - 以上の活動については，支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作ロボット	現場偵察（撮影，放射線測定）用ロボット	4 台	資機材保管スペース	障害物撤去用ロボット	1 台	除染用資機材	除染用資機材	1 式	別表 2－1 1 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織 1. 原子力緊急事態支援組織の概要 <table><tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6</td></tr><tr><td>施設概要</td><td>事務所棟，資機材保管庫・車庫棟，屋外訓練フィールド，ヘリポート等</td></tr><tr><td>要 員 数</td><td>2 1 名（所長，支援組織要員）</td></tr></table> 2. 平常時の主な業務 <table><tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。</td></tr><tr><td>資機材の機能向上および拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr><tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等</td></tr><tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内，または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等</td></tr></table> 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応および発災事業者への支援内容 <table><tr><td>災害発生時の連絡体制（2 4 時間 3 6 5 日オンコール体制）</td><td> 1 0 条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 </td></tr><tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> - 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を実施した後，要員を派遣する。 - 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 - 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 </td></tr></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6	施設概要	事務所棟，資機材保管庫・車庫棟，屋外訓練フィールド，ヘリポート等	要 員 数	2 1 名（所長，支援組織要員）	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内，または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等	災害発生時の連絡体制（2 4 時間 3 6 5 日オンコール体制）	1 0 条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を実施した後，要員を派遣する。 - 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 - 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。	原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う記載の見直し
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																								
所 在 地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杓見 1 6 5－9－6)																																																								
施設概要	事務所兼研修室，資機材保管スペース，訓練施設，宿泊施設，駐車場 等																																																								
要 員 数	9 名（組織長，対応要員）																																																								
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。																																																								
資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。																																																								
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・ 主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等																																																								
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。																																																								
災害発生時の連絡体制	1 0 条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祝日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者																																																								
発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を召集し，資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて，発災事業者へ資機材を引き渡すとともに，発災事業者が実施する資機材操作の支援および資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 - 以上の活動については，支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。																																																								
分類	名 称	数量	保管場所																																																						
遠隔操作ロボット	現場偵察（撮影，放射線測定）用ロボット	4 台	資機材保管スペース																																																						
	障害物撤去用ロボット	1 台																																																							
除染用資機材	除染用資機材	1 式																																																							
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																								
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																																																								
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6																																																								
施設概要	事務所棟，資機材保管庫・車庫棟，屋外訓練フィールド，ヘリポート等																																																								
要 員 数	2 1 名（所長，支援組織要員）																																																								
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。																																																								
資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。																																																								
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等																																																								
原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内，または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等																																																								
災害発生時の連絡体制（2 4 時間 3 6 5 日オンコール体制）	1 0 条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者																																																								
発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を実施した後，要員を派遣する。 - 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 - 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。																																																								

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																														
	発災事業者への支援内容 - 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 - 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 - 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 4. 保有資機材一覧 資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 <table><tr><th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>保管場所</th></tr><tr><td rowspan="4">遠隔操作 資機材</td><td>小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）</td><td>6 台</td><td rowspan="11">資機材 保管庫・車庫 棟</td></tr><tr><td>中型ロボット（障害物撤去用）</td><td>2 台</td></tr><tr><td>無線重機（屋外の瓦礫等の撤去用）</td><td>3 台</td></tr><tr><td>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</td><td>2 台</td></tr><tr><td rowspan="4">現地活動 用資機材</td><td>放射線防護用資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td>放射線管理，除染用資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td>作業用資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td>一般資機材</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="3">搬送用 車両</td><td>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</td><td>2 台</td></tr><tr><td>大型トラック（重機搬送）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中型トラック（ロボット搬送等）</td><td>9 台</td></tr></table>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）	6 台	資機材 保管庫・車庫 棟	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台	無線重機（屋外の瓦礫等の撤去用）	3 台	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台	現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式	放射線管理，除染用資機材	1 式	作業用資機材	1 式	一般資機材	1 式	搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台	大型トラック（重機搬送）	1 台	中型トラック（ロボット搬送等）	9 台	原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う記載の見直し
分類	名 称	数量	保管場所																													
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）	6 台	資機材 保管庫・車庫 棟																													
	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台																														
	無線重機（屋外の瓦礫等の撤去用）	3 台																														
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台																														
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式																														
	放射線管理，除染用資機材	1 式																														
	作業用資機材	1 式																														
	一般資機材	1 式																														
搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台																														
	大型トラック（重機搬送）	1 台																														
	中型トラック（ロボット搬送等）	9 台																														

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由																														
別表6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 防災業務計画等命令第2条第3項に基づき，原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称，主たる事務所の所在地，業務の範囲および実施方法は以下のとおり。 <table><tr><td>法人の名称</td><td>東北発電工業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号</td></tr><tr><td>業務の範囲および実施方法</td><td>・火災発生時の消火活動 ・発電所構内，構外の警備</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>東北緑化環境保全株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号</td></tr><tr><td>業務の範囲および実施方法</td><td>・放射線測定業務，放射線管理設備の監視および初動対応業務等</td></tr></table>	法人の名称	東北発電工業株式会社	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号	業務の範囲および実施方法	・火災発生時の消火活動 ・発電所構内，構外の警備	法人の名称	東北緑化環境保全株式会社	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号	業務の範囲および実施方法	・放射線測定業務，放射線管理設備の監視および初動対応業務等	別表6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 防災業務計画等命令第2条第3項に基づき，原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称，主たる事務所の所在地，業務の範囲および実施方法は以下のとおり。 <table><tr><td>法人の名称</td><td>東北発電工業株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号</td></tr><tr><td>業務の範囲および実施方法</td><td>・火災発生時の消火活動 ・発電所構内，構外の警備</td></tr></table> <table><tr><td>法人の名称</td><td>東北緑化環境保全株式会社</td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号</td></tr><tr><td>業務の範囲および実施方法</td><td>・放射線測定業務，放射線管理設備の監視および初動対応業務等</td></tr></table> <table><tr><td><u>法人の名称</u></td><td><u>日本原子力発電株式会社</u></td></tr><tr><td><u>主たる事務所の所在地</u></td><td><u>東京都千代田区神田美土代町1番地1</u></td></tr><tr><td><u>業務の範囲および実施方法</u></td><td><u>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</u> <u>・支援組織要員の派遣</u> <u>・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援</u> <u>・遠隔操作機器を用いた瓦礫の撤去作業等による，アクセスルートの確保の支援</u> <u>・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</u></td></tr></table>	法人の名称	東北発電工業株式会社	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号	業務の範囲および実施方法	・火災発生時の消火活動 ・発電所構内，構外の警備	法人の名称	東北緑化環境保全株式会社	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号	業務の範囲および実施方法	・放射線測定業務，放射線管理設備の監視および初動対応業務等	<u>法人の名称</u>	<u>日本原子力発電株式会社</u>	<u>主たる事務所の所在地</u>	<u>東京都千代田区神田美土代町1番地1</u>	<u>業務の範囲および実施方法</u>	<u>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</u> <u>・支援組織要員の派遣</u> <u>・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援</u> <u>・遠隔操作機器を用いた瓦礫の撤去作業等による，アクセスルートの確保の支援</u> <u>・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</u>	原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う記載の見直し
法人の名称	東北発電工業株式会社																															
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号																															
業務の範囲および実施方法	・火災発生時の消火活動 ・発電所構内，構外の警備																															
法人の名称	東北緑化環境保全株式会社																															
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号																															
業務の範囲および実施方法	・放射線測定業務，放射線管理設備の監視および初動対応業務等																															
法人の名称	東北発電工業株式会社																															
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号																															
業務の範囲および実施方法	・火災発生時の消火活動 ・発電所構内，構外の警備																															
法人の名称	東北緑化環境保全株式会社																															
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号																															
業務の範囲および実施方法	・放射線測定業務，放射線管理設備の監視および初動対応業務等																															
<u>法人の名称</u>	<u>日本原子力発電株式会社</u>																															
<u>主たる事務所の所在地</u>	<u>東京都千代田区神田美土代町1番地1</u>																															
<u>業務の範囲および実施方法</u>	<u>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</u> <u>・支援組織要員の派遣</u> <u>・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援</u> <u>・遠隔操作機器を用いた瓦礫の撤去作業等による，アクセスルートの確保の支援</u> <u>・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</u>																															